優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

総　則

General rules

BLS:1999

１９９９年4月１日公表・１９９９年4月１日施行

財団法人 ベターリビング

目　　次

Ⅰ　認定の対象
Ⅱ　基本要求事項
Ⅲ　共通用語の定義
Ⅳ　生産上の品質管理規準

優良住宅部品認定基準（総則）

Ⅰ　認定の対象

優良住宅部品の認定の対象は、住宅部品であって、認定を行うことにより、消費者の利益の増進に寄与すると判断されるものとする。

Ⅱ　基本要求事項

優良住宅部品は、次の各号に適合するものであること。ただし、品目別基準が定められているものは当該基準による。

１．機能に優れ、快適な居住環境を提供できるものであること。

1-1 機能性・快適性の確保

優良住宅部品は、当該部品が果たすべき機能を確実に発揮できるように、また、使用時の使い易さに配慮して製造されていること。

２．安全性が優れたものであること。

2-1 機械的な抵抗力・安定性の確保

優良住宅部品は、使用に際して想定される各種の荷重・外力に対して、変形、破損が生じないなど、機械的な抵抗力・安定性が確保されるように製造されていること。

2-2 使用における安全性並びに保安性の確保

優良住宅部品は、許容できない事故が使用中に生じないように、また、保安性が確保されるように製造されていること。

2-3 健康上の安全性の確保

優良住宅部品は、環境衛生上の安全性が確保され、使用者や周辺の人の健康に悪影響を及ぼさないように製造されていること。

2-4 火災に対する安全性の確保

優良住宅部品は、火災に対して安全であるように製造されていること。

３．耐久性、維持性が優れたものであること。

3-1 耐久性の確保

優良住宅部品は、適正な材料の選択及び適正な維持管理の実施により、要求される期間中、必要な性能を保持できるように製造されていること。

3-2 環境に対する負荷の低減

優良住宅部品は、使用エネルギーの低減、資源の有効利用等、環境に対する負荷の低減に配慮して製造されていること。

3-3 維持管理、交換の容易性の確保

優良住宅部品は、維持管理のしやすさ、将来の製品の交換に配慮して製造されていること。

４．適切な施工が担保されているものであること。

4-1 適切な施工の担保

優良住宅部品は、正しい施工の実施が担保できるように製造され、また、施工における必要な情報が施工説明書等により適切に提供されるものであること。

５．確実な供給、品質保証及び維持管理サービスが提供できるものであること。

5-1 適切な取り扱いの担保

優良住宅部品は、使用者の属性に係わらず適切な取り扱いが可能となるように製造され、また、取り扱いにおける必要な情報が取扱説明書等により適切に提供されるものであること。

5-2 確実な供給体制の確保

優良住宅部品は、生産、輸送、施工についての責任体制並びに必要な流通販売体制が整備され、確実な供給体制を有するものであること。

5-3 品質保証及び確実な維持管理サービスの提供

優良住宅部品は、品質保証、苦情処理、取り替えパーツの供給等の維持管理サービスが確実に提供できるものであること。

Ⅲ　共通用語の定義

優良住宅部品認定基準で使用する共通的な用語の定義は、以下のとおりとする。

１．基本要求事項：全ての部品に共通の基本的な要求事項をいう。

２．品目別基準：品目別の詳細な要求事項を定めた基準をいい、「基礎基準」と「選択基準」によって構成される。

（注；品目別基準が定められていない部品については、その都度、基本要求事項への適合性を評価し認定する。）

３．基礎基準：認定を受けるために必ず適合しなければならない基準をいう。

（注；基礎基準の要求事項すべてに適合することにより優良住宅部品として認定される。）

４．選択基準：より優れた又は特別な配慮がなされた優良住宅部品を示す指標として、基礎基準とは別に定め、特記された基準で、住宅部品の供給者が当該住宅部品の特徴をアピールするため、自主的に選択し適用することができる基準をいう。選択基準には、「標準化選択基準」と「推奨選択基準」とがある。

５．標準化選択基準： 寸法・取合い、施工などを考慮した標準化のための選択基準をいう。

６．推奨選択基準：他の部品との差別化や性能等の向上を図るための選択基準をいう。

７．仕様規定：性能基準を満たしていることが確認された仕様を示したもので、試験等を行わないで適合証明ができるように定めた規定をいう。

（注；仕様を限定するものではない。）

８．複数の性能を満たすための仕様規定：材料や構造のように複数の性能（例；強度＋耐食性＋清掃性）を満たすための仕様規定をいう。

９．必須構成部品：住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品、部材をいう。

１０．選択構成部品：必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなく

てもよい部品、部材をいう。

１１．セットフリー部品：必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品、部材をいう。

１２．取り替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品又はその一部分をいい、代替品もこれに含む。

Ⅳ　生産上の品質管理規準

１．工場及び作業工程

以下の内容が明確にされていること。

（1）工場の概要

１）工場の名称、住所、敷地面積、建物面積、工場レイアウト等

２）工場の従業員数

３）優良住宅部品又はそれと同一品目の住宅部品の生産実績

（2）作業工程

工程（作業）フロー

２．品質管理

以下の方法により品質管理が行われていること。

（1）工程の管理

１） 商品又は加工の品質及び検査が工程ごとに適切に管理されていること。また、作業記録、検査記録などを用いることによりこれらの工程が適切に監理されていること。

２） 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置及び再発防止対策が適切におこなわれること。

（2）苦情処理が適切に行われると共に、苦情の原因となった事項の改善が図られること。

（3）外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）が適切に行われること。

（4）製造設備又は加工設備及び検査設備の点検、校正、検査、保守が適切に行われていること。

（5）必要な場合は、社内規格を整備すること。社内規格には以下のようなものがある。

1）製品又は加工品（中間製品）の検査に関する事項

2）製品又は加工品（中間製品）の保管に関する事項

3）製造設備又は加工設備及び検査設備に関する事項

4）外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）に関する事項

5）苦情処理に関する事項

3．その他品質保持に必要な項目

（1） 品質管理が計画的に実施されていること。

（2） 品質管理を適正に行うために、責任と権限が明確にされていること。

（3） 品質管理を推進するために必要な教育訓練が行われていること。

「優良住宅部品認定基準（総則）」の
解　説

Ⅰ　認定基準見直しの概要

1．　優良住宅部品として認定する全ての部品について、統一的・共通的要求方針として、ISO 6241（建築物の性能基準―それらの準備と考慮すべき要因の原則）、ＥＵ建設資材指令 付属書Ⅰ 必須要求事項等を参考に定めた基本要求事項に沿って、品目別基準の書き換えを行った（表１参照）。

2．　基準の記載内容については、主語述語を明確にすることにより適合判断が正確に行えるようにした。

3．　曖昧な表現を極力なくすよう修正するとともに、部品製造上自ずと考慮される常識的な要求事項を削除した。

4．　性能要求事項については、客観的な判断ができるよう、「性能規定化」を進めた。また、現行基準で性能要求事項を「仕様」で規定している部分については、同様に、できる限り性能規定の表現に改め、例示として「仕様規定」を位置づけた。

5．　法律により規定されている要求事項については原則として削除した。

6．　全ての品目に共通的な項目については「総則」に記述した。

7．　品目別基準の本文で、当該品目の性能等の要求内容が客観的に理解できるようにするため、現行基準で基準の付録となっていた性能試験方法を概略化して本文中に記載した。

Ⅱ　認定基準の構成の見直し

1．　認定基準は「総則」及び「品目別基準」の構成に変更した。「総則」は全品目に統一的・共通的な要求事項を示している。

2．　「品目別基準」は、基本要求事項に基づき各品目個別の要求事項を示したもので、「基準の概要」、「本文」及び「基準の解説」で構成されている（表２参照）。

3．　品目別基準本文は「Ⅰ 品目」、「Ⅱ 基礎基準」、「Ⅲ 選択基準」で構成されている。また、

基礎基準には機能性・快適性の確保など性能的な要求事項と、施工、取扱説明、供給体制など性能以外の要求事項がある（表１参照)。

Ⅲ　基本要求事項の補足

基本要求事項３－２に関連して､部品のリサイクル､端材のリサイクルについて考慮すること。

表１　品目別基準の構成

基本要求事項	品目別基準
	Ⅰ 品目
	Ⅱ 基礎基準 １．認定の対象 ２．用語の定義 ３．構成 ４．材料 ５．施工範囲 ６．寸法・取合い
１．機能に優れ、快適な居住環境を提供できるものであること	７．性能
1-1 機能性・快適性の確保	（１）機能性・快適性の確保
２．安全性が優れたものであること	
2-1 機械的な抵抗力・安定性の確保	（２）機械的な抵抗力・安定性の確保
2-2 使用における安全性並びに保安性の確保	（３）使用における安全性並びに保安性の確保
2-3 健康上の安全性の確保	（４）健康上の安全性の確保
2-4 火災に対する安全性の確保	（５）火災に対する安全性の確保
３．耐久性、維持性が優れたものであること	
3-1 耐久性の確保	（６）耐久性の確保
3-2 環境に対する負荷の低減	（７）環境に対する負荷の低減
3-3 維持管理、交換の容易性の確保	（８）維持管理、交換の容易性の確保
４．適切な施工が担保されていること	
4-1 適切な施工の担保	９．適切な施工の担保
５．確実な供給、品質保証及び維持管理サービスが提供できるものであること	
5-1 適切な取り扱いの担保	１０．適切な取り扱いの担保
5-2 確実な供給体制の確保	１１．確実な供給体制の確保
5-3 品質保証及び確実な維持管理サービスの提供	１２．品質保証及び確実な維持管理サービスの提供
	Ⅲ 選択基準 １．標準化選択基準 ２．推奨選択基準

表２　品目別基準の構成

構　　成	内　　容
１．基準の概要	当該品目で対象とする範囲､基準の特徴､選択基準の概要を示す。
２．本文	基本要求事項に沿った、品目個別の要求内容の詳細を示す。
３．基準の解説	改正内容、要求事項の根拠等の解説を示す。